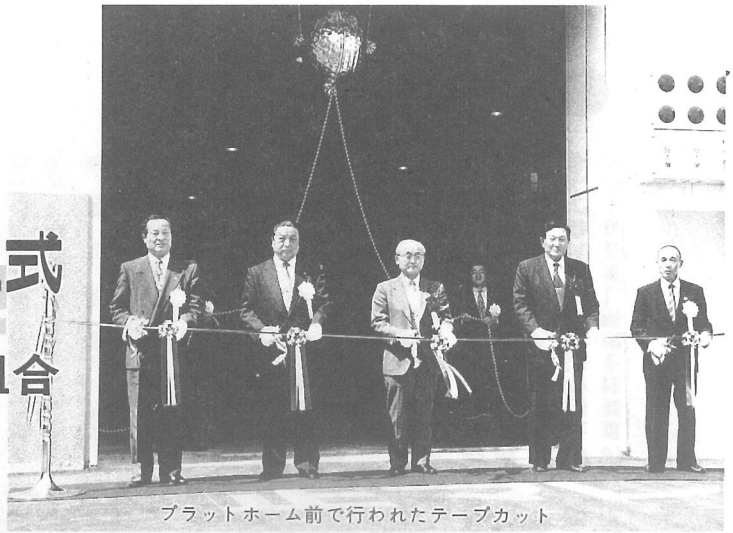


新ごみ処理施設の竣工式

山武郡環境衛生事業振興組合



プラットホーム前で行われたテープカット



ごみ焼却施設の中央制御室

最新施設で処理能力が向上 リサイクル部門も新設

完成したごみ焼却施設は、準連続燃焼式ごみ焼却炉（流動床炉）が2基で、1基の1日あたりにおける処理能力は36・5トン、合計73トンの可燃ごみが焼却処分できます。

また、この他にリサイクルプラザを新設。施設は、粗大ごみを破碎処理するほか資源ごみから鉄やアルミなどを選別し、1日に合計22トンの処理能力を持つもので、資源の有効利用を図ります。



▲管理者として挨拶する實川町長

山武郡環境衛生事業振興組合で、平成6年8月から建設工事が進められてきたごみ処理施設が完成し、4月26日に行われた竣工式には、来賓の方々ははじめ大勢の関係者が完成を祝いました。

高額療養費の自己負担限度額の改定		
	一般	住民税非課税世帯
一般的な高額療養費	《今回改定》 63,000円 ↓ 63,600円	〈据え置き〉 35,400円
同じ世帯で合算した場合	同じ世帯・月・医療機関に30,000円以上の自己負担額を2回以上支払った場合は、合わせて63,600円を超えた金額を支給します。 30,000円(21,000円)以上+30,000円(21,000円)以上 =合わせて63,600円以上 (35,400円) ()内は、住民税非課税世帯	

●広報2月号でお知らせしました高額療養費支給制度の1ヵ月自己負担限度額が、6月診療分から63,600円に引き上げられます。したがって、同じ世帯で合算した場合も63,600円を超えた金額が、高額療養費の支給対象額となります。

国保のお知らせ

6月から高額療養費の自己負担限度額が63,000円から63,600円へ引き上げられます



●多数該当世帯と特定疾病での自己負担額は、共に据え置きになります。

	一般	住民税非課税世帯
多数該当世帯 12ヵ月の間に3回以上高額医療費の支給があった場合は、4回目以降の支給に負担額を軽減します。	〈据え置き〉 37,200円	〈据え置き〉 24,600円
特定疾病での治療 血友病または、人口透析で療養の場合特例的に減額します。	〈据え置き〉 10,000円	

※くわしいことは、役場住民課国保係(82-1111内線246)へお問い合わせください。